



OK! おまかせ下さい。



紙くず、生ごみなどの一般廃棄物の収集運搬処分については、業者は、区の条例で定める額を超える料金を受けはけないことになっています。

〈問い合わせ先〉

一般廃棄物（紙くず、生ごみなど）の処理を委託する場合

豊島区の許可を受けた許可業者に委託してください。
 * 豊島区のホームページから許可業者を検索できます。
 * 許可業者が作る事業組合でも許可業者を紹介しています。

東京廃棄物事業協同組合
 ☎ (3232) 6249

産業廃棄物（金属、プラスチック、ゴムなど）の処理を委託する場合

東京都の許可を受けた許可業者に処理を委託してください。
 委託基準などの詳細については下記に問い合わせください。

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係
 ☎ (5388) 3586

* 東京都のホームページから許可業者を検索できます。

資源の処理を委託する場合

* 資源回収も上記の産業廃棄物許可業者及び一般廃棄物許可業者に委託することができますので、お問い合わせください。

事業系ごみの適正処理についてのご相談・お問い合わせは…
豊島清掃事務所 指導係
 TEL (3984) 9681
 FAX (3987) 8449

豊島区の事業者のみなさんへ

ごみの出し方

商店や事務所などから出る「事業系ごみ」の処理は、行政収集に頼らず**自らの責任で処理する事**が原則です。



※ 「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って生じたごみをいいます。従業員が飲食した後の**弁当容器・空缶・茶がら**なども含まれます。

事業系ごみは、民間許可業者に委託して適正に処理しましょう。

事業系ごみは自己処理が原則です

家庭から出るごみは、区が皆さんの税金によって処理をしていますが、**事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自らの責任で処理することが法律で義務づけられています。**

自己処理か、それができない場合、**民間の許可業者に処理を委託して適正に処理**していただくのが基本です。

区では、家庭ごみの収集に支障のない範囲で少量の事業系ごみの収集を行っていますが、**区の収集に出す場合には、必ず区が発行するごみ処理券「有料シール」を貼って出してください。**（資源も有料です。）

大量のごみを出す場合や、適正にごみ処理券が貼られていないごみは区では収集いたしません。

（法令抜粋）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（条例抜粋）

「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」

第10条2項 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

ごみ処理料金の仕組み

紙くず、生ごみなどの一般廃棄物の処理を許可業者に委託する場合、業者は、区が条例で定める額を超える料金を受けてはならないことになっています。（廃棄物処理法7条12項）

区が発行する 有料シールの 値段

1 kg
あたり
32.5円

平成20年4月1日より

料金は区の条例で定められています。

許可業者の 契約料金

1 kg
あたり

32.5円まで

（消費税含む上限）

上限額

1 kg
あたり

32.5円

夜間収集や早朝の収集、また排出場所もビル・テナント店のドア前など事業者の要望に合わせて対応しているところもあるので、許可業者に問い合わせてみるといいわね。

事業系の金属、プラスチック、ゴムなどは「産業廃棄物」です。産業廃棄物の処理料金には上限はありません。ごみの性状、量、収集回数などにより料金が異なりますので、産業廃棄物処理の許可業者にお問い合わせください。

★カラス被害防止にご協力ください！

～カラスによるごみの散乱を減らし、きれいな街にするために～

- 厨芥ごみは、紙で二重に包み、中心に入れましょう。
- ごみに防鳥ネットを掛けましょう。
- ごみは容器に入れて出しましょう。
- 排出場所を清掃しましょう。

